

○ 金融機関の合併及び転換の手續等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）

改正案	現行
<p>（合併認可申請書の添付書類）</p> <p>第一条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百四十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十五条第一項の規定による公告及び通知をしたこと並びに法第十九条第二項及び令第六条の規定による通知をしたことを証する書面</p> <p>六（略）</p> <p>七 法第五条第一項の規定によりその例によることとされている商法第四百十三条ノ二第一項又は同条第二項に規定する額を証する書面</p> <p>八～十五（略）</p>	<p>（合併認可申請書の添付書類）</p> <p>第一条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百四十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十五条第一項（商法第二百二十条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び通知をしたこと並びに法第十九条第二項及び令第六条の規定による通知をしたことを証する書面</p> <p>六（略）</p> <p>七 法第五条第一項の規定によりその例によることとされている商法第四百十三条ノ二第一項前段又は同条第一項前段に規定する額を証する書面</p> <p>八～十五（略）</p>